

道路占用許可申請書 協議書

新 規	更 新	変 更	三振地第 令和 年 月 日	号
--------	--------	--------	------------------	---

令和 年 月 日

新潟県三条地域振興局長 様

〒

住所

氏名

担当者

電話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	県（一般国）道		線（号）	車道・歩道・その他
	場所	市 郡	町 村	大字	字
占用物件	名称		規模		数量
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（ 年間）	占用物件 の構造			
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（ 日間）	工事实施 の方法			
道路の 復旧方法			添付書類		
備考					

記載要領

- 「許可申請」「第32条 及び」「許可を申請 協議書」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新 更 変
規 新 更 について、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請書にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用許可 回答書

新潟県 三振地第 号
令和 年 月 日

左記 申請 協議 の道路占用について 下記条件を付して許可します。
下記のとおり回答します。

新潟県三条地域振興局長

記

1. 占用の面積（数量） 申請書記載のとおり
2. 占用の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 工事の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 占用料 額 円（ただし 年度分 円）
(1) この金額は、期間中であっても変更することがある。
(2) 占用料は、別に発行する納入通知書により、指定期限までに納入すること。
5. その他の条件
(1) 掘削後の路面復旧は別添により行うこと。なお、検査完了後、2年以内に工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。
(2) マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。
(3) 道路管理者が、道路に関する工事のため占用許可を取り消し、占用物件の移転、除却等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。
(4) 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
(5) 占用物件を常時良好な状態に保つよう点検及び維持管理し、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないようにすること。
(6) 電柱、電線、地下管路及びこれらと一体となって機能する占用物件については、占用許可後5年を経過する時期を基本として、点検を行い、その結果を書面により報告すること。
(7) 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

申請書添付書類

- 1 占用物件の位置図（占用場所を朱書すること。）
 - 2 占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図
 - 3 占用物件の構造図、設計書及び仕様書
 - 4 道路の掘削断面図、復旧断面図及び面積計算書
 - 5 他の官公署の許認可書又は確認書の写し
 - 6 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書
 - 7 現地の状況を示す写真
 - 8 その他必要な書類
- 注) 更新の場合にあっては1のみ、変更の場合にあっては1、変更の理由書及び2から8までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留意事項

別紙のとおり

付 記
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
2 処分の取消しの訴えについて (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。